

令和3年度の土曜日・日曜日に行う学校の教育活動について

松阪市教育委員会

松阪市の小中学校では、平成27年度より土曜日に半日の授業を実施し、保護者や地域の方とつながりを深めながら、学力の向上や体験活動の充実などに取り組んでいます。

また、土曜日や日曜日に一日実施する運動会や文化祭など、保護者や地域参加型の授業や行事を行うことで、来校者が増加し、学校の教育活動について理解が深まったり、子どもたちの学習意欲の向上につながったりしていることは、これらの取組の成果であると捉えています。

新学習指導要領においても、「よりよい学校教育を通してよりよい社会を創る」という目標を、学校と社会が共有し、連携・協働していくことの必要性が示されており、保護者や地域の方の参画が得やすい土曜日・日曜日の活用は有用であると考えています。

一方、学校においても働き方改革が進められていますが、土曜日の半日の授業の実施にあたっては、教職員が振替を取得しにくいという課題があります。

こうしたことから、教職員の業務負担の軽減を図り、より効果的な教育活動を持続的に行うことができるような働き方改革を進めるとともに、保護者や地域の方と連携しながら、土曜日・日曜日を活用して行う授業や運動会・文化祭などの行事を年数回実施することによって、自ら学び自ら考える力や豊かな人間性の育成を図る取組を継続していきたいと考えています。なお、学校の実状によって回数や実施日が異なりますので、次年度の予定については、各校より保護者や地域の方にご連絡します。どうぞ、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。